

北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務
企画提案仕様書

本仕様書は、本業務における基本的事項について記載したものであり、契約時における仕様書については、選定された候補者の企画提案の内容に応じて、委託者と受託者との協議の上、決定するものとする。

1 業務名 北谷町美浜地区駐車場機能拡充基本構想策定業務

2 目的

本業務は、北谷町美浜地区における駐車需要を調査し、同地区において必要とされる駐車台数を把握するとともに、駐車場の機能拡充に係る基本構想を策定することを目的とする。

3 業務内容

(1) 美浜地区駐車需要調査

美浜地区内の駐車場の利用可能台数及び利用状況を把握し、必要に応じて事業所及び利用者へのアンケート調査を実施した上で、現況における駐車需要台数を把握するとともに、今後の駐車場の整備に必要な情報を整理すること。また、美浜地区における将来の開発見込みを踏まえ、同地区に必要となる駐車台数を明らかにすること。

(2) 美浜地区駐車場機能拡充基本構想の策定

美浜地区駐車需要調査の結果を踏まえ、美浜地区における駐車場の在り方を検討し、美浜地区駐車場機能拡充基本構想を策定すること。

ア 美浜地区駐車場機能拡充案の作成

国等の上位計画やガイドラインとの整合を図りつつ、類似事例の調査及び関係者へのヒアリング等を踏まえ、駐車場機能拡充案を作成すること。

なお、駐車場機能拡充案については、駐車料金が有料の場合と無料の場合の2パターンを作成し、それぞれについて、概算事業費・活用財源、管理・運営手法、整備工程（着手からの年次を「初年度・2年度目…」等により示すこと。）並びに整備効果を検討し、整理すること。

イ 検討委員会等の運営支援

町が実施する検討委員会や庁内会議について、資料作成、運営支援及び議事録作成を行い、意見等を整理すること。

ウ 基本構想のとりまとめ

美浜地区駐車需要調査の結果並びに上記ア及びイの内容を統合し、基本構想として取りまとめること。

【本町提供資料】※本業務において本町が提供する資料であり、公募時に公開する。

- ・令和 7 年度美浜駐車場利用状況等分析業務報告書
- ・美浜駐車場の戦略的活用構想検討業務報告書（平成 30 年度）
- ・令和 7 年度北谷町観光統計調査業務報告書
- ・令和 6 年度北谷町観光動向分析調査業務報告書
- ・令和 5 年度北谷町観光動向分析調査業務報告書
- ・北谷町西海岸地域サンセットビューライン構想
- ・北谷町フィッシャリーナ整備事業完成記念誌
- ・美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ完成報告書

4 成果物

提出する成果物は次のとおりとする。

- (1) 美浜地区駐車需要調査報告書（15 部及び電子データ）
- (2) 美浜地区駐車場機能拡充基本構想（15 部及び電子データ）
- (3) 美浜地区駐車場機能拡充基本構想（概要版）（15 部及び電子データ）
- (4) 調査・推計に用いた電子データ一式（Excel 等）

5 その他

(1) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切りや業務完了時等において、委託者と業務内容等に係る意見交換等の打合せ協議を都度実施するものとする。

(2) 経費対象及び帳票取扱

本業務の実施に係る一切の経費（人件費、消耗品費、通信運搬費等）は契約金額に含む。

なお、支出関連帳票については、業務終了後、整理して本町へ提出すること。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載のない事項であっても、社会一般に実施される業務項目は本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるとき、受託者は本町と協議することができる。

(5) 契約不適合責任

本事業における請負業務に関しては、契約不適合責任が生ずる。

(6) 個人情報の取扱い

本業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適正な管理のもとで取り扱い、本業務の目的以外には使用しないこと。個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(7) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない。ただし、業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本町へ報告し、承諾を得ることとする。

(8) 業務成果の帰属等

ア 取得財産及び著作権の帰属

本業務で取得した全ての財産は、原則として本町へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む)は、本町へ帰属する。

ただし、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

イ 著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、本町は責任を負わない。

(9) 双方協議

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、本町及び受託者双方協議のうえ決定する。